

加盟希望チームの審査要項

平成3年6月制定

平成21年1月改正

平成29年2月改正

令和3年12月12日改正

令和5年12月10日改正

令和6年2月25日改正

1. 加盟希望チームは、所属ブロック長に加盟申請書を提出しブロック長の承認を得る。
2. 連盟本部に加盟申請のあった場合には、ただちに書類の写しを、所属ブロック長に送付する。
3. 所属支部に加盟申請があった場合には、ただちに原本をブロック長に送付する。
4. ブロック長は新規加盟申請書を受け取ってから1カ月以内に審査を完了する。加盟希望チームの申請を否認する場合は、当該チームに通知する前にその理由を連盟会長に通知し、了解を得ること。審査が1カ月以上遅延する場合は連盟会長に通知し、ブロック長はその結果に従うこと。
5. ブロック長は既存チームの影響を受けることなく、下記A～Fの事項について審査を行い、承認、非承認を決する。
 - A. **代表** チームを代表し、全責任を持つ人で連盟行事、支部理事会、支部行事に出席できる人でなければならない。社会教育活動、PTA活動など奉仕活動の経験者が望ましい。また、地域で人望があり、指導者として適格者であること。
 - B. **監督** 成人男子で定職を持ち、青少年の育成に情熱を持ち、保護者より尊敬される人でなければならない。
 - C. **コーチ** 協調性があり、監督の指示に従い選手の指導に当たる。
 - D. **選手** 選手名簿を提出し、11名（小学生の部は9名）以上あることを確認する。11名に満たない場合は仮承認とする場合がある。仮承認の期間は6カ月とする。
 - E. **チーム名** 新規チームのチーム名は「地域名」と「ボーイズ」とすること。なお、女子単独チームについては「地域名」と「ガールズ」とする。特例として「地域名」と「学校名」と「ボーイズ・ガールズ」を認める。但し、企業名、他団体名は認めない。連盟登録後のチーム名変更も同様とする。
 - F. 過去に刑事処分または連盟の懲戒処分を受けた者が指導者でないこと。ただし、連盟理事会の承認を受けた者はこの限りではない。
6. 新規加盟チームは、1年以内に支部審判員（BL-3）2名を推薦できる体制をつくること。また、支部審判員（BL-3）登録後2年以内に連盟登録審判員（BL-2）2名を推薦する体制も作ること。

7. 新規加盟チームは、連盟承認後 登録システム登録前に支部長管理の下で指導者全員が以下の講習を受講しアンケートを提出すること。

- ・基礎講習「スポーツマンシップについて」
- ・加盟年度の指定講習